

2012 保存版

美味・楽しく・お得に

佐野

お店ガイド

使って楽しいハッピークーポン券付

佐野市物産振興協会(藤波一博会長)では、平成23年7月に続き、第4号となる「まるごと佐野お店ガイド」の掲載店舗を募集しています。

同ガイドは、市民の方をはじめ、観光やビジネスで本市を訪れる方に市内のお店を紹介するものです。6万5千部発行し、佐野市内に全戸配布する予定です。クーポンを付けることもできます。

【募集業種】
飲食店、物産品、シヨツピング、ビュティ、ホテル旅館、娯楽施設など

【サイズ】
縦18・4cm×横10・4cm
カラー印刷
(1枚) 縦9・2cm×横9・5cm

「まるごと佐野お店ガイド」で掲載店舗募集

「まるごと佐野お店ガイド」であなたの店を広くPRしませんか?!

【掲載内容】
写真、地図、営業時間、おすすめ商品・サービス

【発行予定】
平成26年7月

【掲載料(1枚)】
新規掲載店30000円
前回掲載店27000円

【申込期限】
3月14日(金)までに、申込

【お問い合わせ】
お申し込み・お問い合わせは、当所まで。(阿部)

小規模企業共済 経営者にも退職金を!

掛金は全額所得控除

掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される所得金額	加入前の税額(a)		加入後の税額(b)		加入後の節税額(=a-b)	
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額7万円	
200万円	308,600円	287,900円	179,200円	20,700円	129,400円	
400万円	784,300円	747,800円	543,000円	36,500円	241,300円	
600万円	1,392,700円	1,356,200円	1,137,100円	36,500円	255,600円	
800万円	2,033,200円	1,993,100円	1,752,000円	40,100円	281,200円	
1,000万円	2,805,000円	2,752,600円	2,438,000円	52,400円	367,000円	

※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。
※2 税額は、平成25年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については4,000円としています。

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

この共済制度は、法律(小規模企業共済法)に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。昭和40年に発足した実績ある制度で、現在約156万人の方が加入しています。

【加入資格】
○常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の個人事業主及び会社役員。
○常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員。
○小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者。

【加入方法】
○掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。(1年以上の納税掛金も同様)
○共済金の受取りは、一括・分割(10年・15年)・一括と分割の併用のいずれかを選択できます。税法上は、一括受取りは、退職所得扱い、分割受取りは公的年金等の雑所得扱いとなります。
【事業資金の借入】
納付した掛金合計額の範囲内です。

【共済金の分割受取り額】

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A		共済金B		準共済金	解約手当金
		一括受取り額	分割受取り額	一括受取り額	分割受取り額		
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。	
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	1,200,000円		
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	1,800,000円		
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	2,419,500円		
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	3,832,740円		

※1 共済金の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。
※2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計を下回る場合があります。
※3 解約手当金の税法上の取扱いは、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、および法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。

事業主のみなさまへ

平成25年4月1日より、民間企業における障がい者の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲も従業員56人から50人以上に変更となっております。

障がい者雇用の促進について、更なるご理解をお願いしますとともに、障がい者が一人でも多く就職できますよう採用拡大についてお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先
佐野公共職業安定所 障がい者担当
TEL:0283-22-6260

共済金等の受取り(掛金月額1万円の場合)

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	

税法上の取扱いは、退職所得扱い、一時所得扱い

※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。
※2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計を下回る場合があります。
※3 解約手当金の税法上の取扱いは、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、および法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

平成23年10月から改正!

- 共済金の貸付限度額 : 3,200万円 → 8,000万円
- 掛金の積立上限額 : 320万円 → 800万円
- 掛金月額の上限額 : 8万円 → 20万円
- 共済金の償還期間 : 一律5年 → 貸付額に応じて5~7年
5,000万円未満 5年
5,000万円以上6,500万円未満 6年
6,500万円以上8,000万円以下 7年
- 早期償還手当金の創設

★掛金は損金(必要経費)に算入できます。

●本制度の詳細な内容は、パンフレット・ホームページ等を必ずご覧ください

共済制度の運営機関

中小企業と地域振興をもっとサポート
相互救済
中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

共済相談室 TEL 050-5541-7171
URL http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html

25年度補正予算「新ものづくり補助金」に係る事前個別相談会のお知らせ

平成25年度補正予算において、ものづくり等の支援を目的とした「新ものづくり補助金(予算1400億円)」などの支援施策が盛り込まれました。公募は、2月中下旬頃と見られますが、事前に申請書の作成等の具体的な相談に対応いたしますので、ご希望の方は積極的なご活用をお願いします。

「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス業革新事業」のイメージ
対象業種：製造業及び商業・サービス業者の内、国が指定する業種
(詳細は検討中とのこと)

- 成長分野方：補助上限1500万円(補助率2/3)
- 一般型：従来同様 補助上限1500万円(補助率2/3)
- 小規模事業者型：補助上限700万円(補助率2/3)
- 新陳代謝型：借入額の1%を上限に設備投資費を補助

問合せ先：当所経営支援課(青木)まで

開催場所及び相談方法等の詳細は、同封の手紙をご覧ください。

労務管理アドバイスを含めた 給与計算代行 地域最安水準

労働基準法対策・柔軟な制度設計
わかりやすい説明・身近な相談相手

新春特別キャンペーン
26年3月31日までに導入頂いた企業様限定
導入費用2ヶ月分無料 → 雇用管理帳票プレゼント

人事労務専門のアウトソーサー&コンサルティング
佐野市金吹町2340-10 TEL0283-20-5014
FAX0283-20-5015

株式会社ヒューマンコンサルティング 代表取締役 小林紀夫
無料相談実施中 お気軽にお問い合わせください info@human-consulting.jp

さの商工ニュース広告募集

- 1コマ 1ヶ月 6,300円
- 1コマ タテ約51mm ヨコ約65mm

お問合せは当所業務課(Tel:22-5511)まで

アクサの一生保障の医療保険

プライム120ゴールド
終身医療保険(09)

病气・ケガによる入院を一生生涯保障する保険です。
保険料は一生生涯変わりません。

●ご検討の際は、重要事項説明書(契約概要・注釈・特約情報・その他重要なお知らせ)をご契約のしおり約款を必ずご覧ください。
●アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(退職金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継などを共済制度・福祉制度でサポート)しています。また、経営者・従業員のみならず個人の自助努力による医療保障、生活保障、財産形成などのニーズにお応えする各種プランもご用意しています。
●貴事業所でも、ぜひ商工会議所の共済制度・福祉制度の活用をご検討ください。

保険をくりと変える。 AXA アクサ生命
redefining standards

宇都宮支社 佐野営業所 〒327-0027 栃木県佐野市大和町2687-1 TEL 0283-24-4960

白色申告の方の記帳・帳簿等の保存制度について

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存が必要

個人版の白色申告者の方で事業や不動産貸付等を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます)は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。[これまでの記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。]

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は国税庁のHP (http://www.nta.go.jp) に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。